

外的にも伊達市の特産物等をアピールする機会としてみてはいかがなものでしょうか。

A

①教育長辞任による業務の停滞を避けるために、去る8月1日に本市教育委員会教育長職務代理者として教育部長を任命し、大筋において方向づけがなされて引き継がれておりますので、現在のところ特に懸念されるような影響はないと考えています。教育長不在は不測の事態や今後の新たな取り組み等のためには好ましくないことですから、できるだけ早い機会に選任しなければならぬと考えています。

して市民が積極的にまちづくりに参画できる環境整備や各種団体との協議の場の設置、そして市民活動への支援などの協働の基盤づくりにあると思います。職員による庁内検討委員会を立ち上げ、職員一人ひとりが現状を認識し、市民協働の考え方を身につけ協働事業が実践できるように、庁内の横断的な推進組織を今後設置しまして、各部各課と連携協力し、市民協働のまちづくりをしていきたいと考えていますのでご理解願います。

③地場産品のアピール、宣伝については有効な提案として受けとめてはおりますが、議場内の秩序保持等については、会議規則等の規定による制約もありますので、議会内で議論を深めていただきますようお願いしたいと思います。

集会所を（水道料の免除で）お年寄りのようないかに



高橋 一由 議員

Q 町内会の集会所から水道料金を徴収してい

る地域と徴収していない地域があり、現在市では調整中と

聞いています。旧伊達地区では高齢化社会に向け、お年寄りが拠り所とする施設を行政があらためて建設することなく、集会所を協働して改造や活用を可能とするため、水道料の免除や土地の賃料への補助等を行なってきました。合併して良かった感の醸成のためにも、徴収することばかりではなく、全地区料金を免除して協働で拠り所施設とする機会ととらえ市民協働のまちづくりの一策として活性化してはいかかが伺います。

A

合併して旧町間にはいろいろな差がありますが、集会所からの水道料金徴収にも旧町間に差があり、公平公正の原則から時間が経ちても、統一していかなければなりません。

ご指摘のように集会所がこれからの市民協働であるとか、高齢化社会において市として支援する方が、結果として市民のためになるということであれば、そのような判断もありうると思います。したがって、このような観点で検討しております。

農業振興の

取り組みについて



小野 誠滋 議員

Q

足腰の強い農林業育成のため、活力みなぎるまちづくりを課題に市政の取り組みがなされておりますが、農林業者の経営の安定強化、農山村の振興を図るための農林道、土地改良、施設等の整備と共に、優良農地の維持、保全、遊休農地の解消、森林の多面的な機能の保持など課題になっていますが、現時点でも取り組みなければならぬ担い手育成、高齢者の就業状況など、今後の市の取り組みについて伺います。

A

担い手育成支援事業についてですが、現在543名の認定農業者がいます。それぞれ作成した改善計画書において5年後の目標を持ち、努力をしていただいています。担い手育成支援対策についても、融資制度利子補給、認定農業者会連絡協議会への助成など実行ある支援を講じながら対策に当たってま

市政を知るよい機会です
議会を傍聴
しましょう

3月定例会は、3月4日開会の
予定です。

詳しくは議会事務局へ
(☎575-1217)

いりたいと思います。一方、農業人口7227人のうち60歳以上の就業割合が約70%という憂慮すべき事態となつていくということ、遊休農地及び耕作放棄地の増大が農業振興の課題であります。農業生産を支える基盤を整備することは、生産振興につながりますので、今後各種計画策定とあわせ、具体的な生産基盤整備計画を策定してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

食育推進計画と学校給食について



大橋 良一 議員

Q 21世紀を担う子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけ、そしてすべての国民が心身の健康を確保し、生き生きと生活していくために何よりも食が重要であり、食育は生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべき大切なものであります。

A 積極的な子供の「食育」の推進に関する活動が求められているが教育現場の取り組みと本市での食育指導推進全体計画の策定進捗状況について、さらに、食の安全対策と行政の責務である特性を活かした自主的な施策・実施計画の具体策と、各学校での食育・食農教育の併合した指導についてどのような方策を検討されているのか、また、地産地消と地産地消の考えから学校給食への地元農産品の活用状況をお尋ねします。

平成17年7月に食育基本法が施行され、翌

年3月にはこの基本法に基づき、国の食育推進基本計画が策定されました。これを受け、県も3月に福島県食育推進計画を策定し、計画の推進と目標の達成のために、県、市町村、教育・保育関係者、農林水産業者、NPO・ボランティア等の関係者が幅広く連携、協力をして取り組むとする方針が打ち出されました。「健康だて21」に栄養と食生活の充実を基本目標の1つに掲げて推進し、市町村食育推進計画の策定については、県計画を基本に、本市計画の策定に向け、準備をしています。

食の安全については、楽しくおいしく安心して食べることでできることを目的として、小・中学校における食育教室や、夏休み等を利用した親子での手づくり料理教室などの事業を実施しています。なお、今後の具体的な取り組みについては、策定予定の食育推進計画の中に反映をさせて行きたいと考えています。

それぞれの給食センターにおいては、安心・安全で新鮮かつ栄養価の高い地場産品を使った給食を提供するため、地元の納品組合や生産組合、商工会を通じ、食材を購入し、地産地消に努めています。ま

原油高騰の影響とマニフェストについて



菅野與志昭 議員

Q 原油高騰に伴ない、市内産業（農業・商業など）への影響をどのようにとらえ、市として、燃料費などの価格上昇にはどのように考えて対応していくのか伺います。

A 次に、市長ローカル・マニフェストに基づき、この2年間どのように取り組んできたのか。また、新市建設計画の第1期実施計画はどのような現状にあり、今後の進め方はどうなっているのか伺います。

A 原油高騰による影響は、農業分野では生産コストの増加による所得の減

た、市内の福祉・授産施設や障がい者・小規模作業所で生産した野菜や加工品も食材として使用しています。教育委員会としても、地産地消の取り組みを拡大推進していきたいと考えています。

少、商工業では燃料費にウェイトを占める運輸業を初め、ボイラーなどの燃料を多く使用する企業において影響が大きくなっています。今後、庁内組織で情報を共有し、原油高の対応などについて市民の皆様へもお知らせできるように連絡組織の立ち上げなどを検討していきたいと考えています。

ローカル・マニフェストは、市長としてやるべきことを公表するために作成したもので、新市建設計画との整合性を図りながら、総合計画の実施計画に反映させて、財政事情を勘案しながら実現に向け、この

2年間努力してきました。また、新市建設計画の第1期実施計画については、一部事業の着手を見合わせているものもありますが、各種計画の策定や市道の改良などはおおむね計画どおりに進捗しています。第1期は平成20年までの計画なので、可能な限り実施計画が達成できるように財源確保等に努力をしていきます。

一日も早く「非核平和宣言」をしてはどうか

大條 一郎 議員



Q 広島と長崎に原爆が投下され、終戦を迎えた62年の歳月がたちました。この間、被爆者は肉体的、精神

的な障害を乗り越え、このような悲惨な過ちは二度と起こしてはならないと、核兵器廃絶と恒久平和のため、さまざまな運動に取り組み続けてきました。

戦争ほど残酷なものではなく、戦争ほど悲惨なものはないと存じます。そして、平和ほど尊きものではなく、平和ほど幸福なものはないと確信する次第でございます。

伊達市においても一日も早く「非核平和宣言」をし、市民の皆様は平和について考えていただく時間や場所を提供すべきと存じます。当局の所見を伺います。

A 議員ご指摘のとおり、戦争ほど残酷で悲惨な

財政状況の悪い中での 今後の施設管理について



佐々木 彰 議員

Q 伊達市の財政は非常に厳しい状態になっています。このような中、保原小学校を初め建設をしなければならぬ施設があります。

また新たな建設だけではなく、改修、燃料費、光熱水費など維持費の負担への対応も市民サービスを継続する上で、避けることの出来ないものとなっ

ものはなく、平和ほど尊いものはないと考えます。豊かで美しい自然に恵まれた伊達市を平和で美しいままに後世に引き継ぐことは、私たちに課せられた大切な責務であると考えています。平和を求める心というのは、ある意味では弱者をいたわる優しい気持ちにもつながっていくのではないかと考えますと、市民の皆さんとともに安心して暮らせるまちづくりを進める中で、同時に平和の大切さを認識し、市民の意識の高まりの中で、外へ向けての意思表示をしていくというような意味での非核平和都市宣言について検討していくことは意義のあることだと考えています。

ています。このような状況の中、施設を計画的に効率よく管理していくことが今後の課題と考えられます。現在どのような施設管理がなされているのか、またすべての施設を一元的に管理する体制又は方針はあるのか伺います。

A 財政状況が厳しさを増す中で、行財政改革大綱を策定しました。この方針に基づき、公共施設のあり方についてさらに検討していきたいと考えています。施設

超過勤務の管理と 改善策について



半澤 隆 議員

Q 平成18年度一般会計の決算では、約1億5000万円が超過勤務手当として支給されていますが、次の3点について伺います。

①超過勤務に関する手続と一連の流れはどうなっているのか。

②平成18年度の超過勤務の中で、年間・月間最多勤務時間と上位5名の部署はどこか。

の老朽化、メンテナンスの問題も大きな課題で、個別施設ごとに維持管理を見て、全庁的な視点での一元的な管理へ転換を図ることや、中長期的な視点に立ち、そういった施設に要するトータルコストの削減、効率的な管理を検討していくためにバランスシートをつくり、取り組んでいます。現在、市所有の全施設についての財産管理状態も含めて、施設調書を策定中で、公共施設の管理の一元化に努力しているところですよ。

その発生要因はどのように分析し、それに対してどのような改善策を立てたか。
③平成19年度の現在までの状況と今後の見通しはどうなのか。

A ①災害の発生、時間外の会議、住民向けの説明会、通常時間に処理しきれない事務事業等について発

生した場合に、担当者からの伺いまたは所属長の判断により時間外勤務を行うもので、勤務日ごとに所属長が勤務時間、業務内容を命令して、超勤従事者が翌日にその執行時間、執行内容を報告し、所属長が確認するという一連の流れになっています。

②年間最多勤務者の上位5名の部署は、市民生活部市民課職員が1102時間。子育て支援プロジェクト推進本部職員が843時間、総務部税務課職員が637時間、子育て支援プロジェクト推進本部職員で596時間、会計課職員で583時間となっています。月間勤務時間の上位5名は、市民生活部市民課職員が158時間、会計課職員が135時間、教育委員会総務課職員が同じく135時間、月館総合支所地域振興課職員が130時間、子育て支援プロジェクト職員が123時間となっています。これらの要因は、合併等の事務の混乱、職員の配置が適切でなかったこと、また子育て支援プロジェクト推進本部の年度中途の設置による事務事業の増加で、19年度の人事異動により、組織を改変し、人員の増を図ったところですよ。